

浄化槽をお持ちの皆様〔浄化槽管理者〕へ…浄化槽法の一部が改正されました ～法定検査を受検しましょう！～

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成 18 年 2 月 1 日から施行されます。

この度の改正は、公共水域の水質の保全を図るため、これまで以上に、浄化槽〔単独処理浄化槽を含みます。以下同じ。〕の維持管理の適正化を図ろうとするものです(下の図を参照願います)。

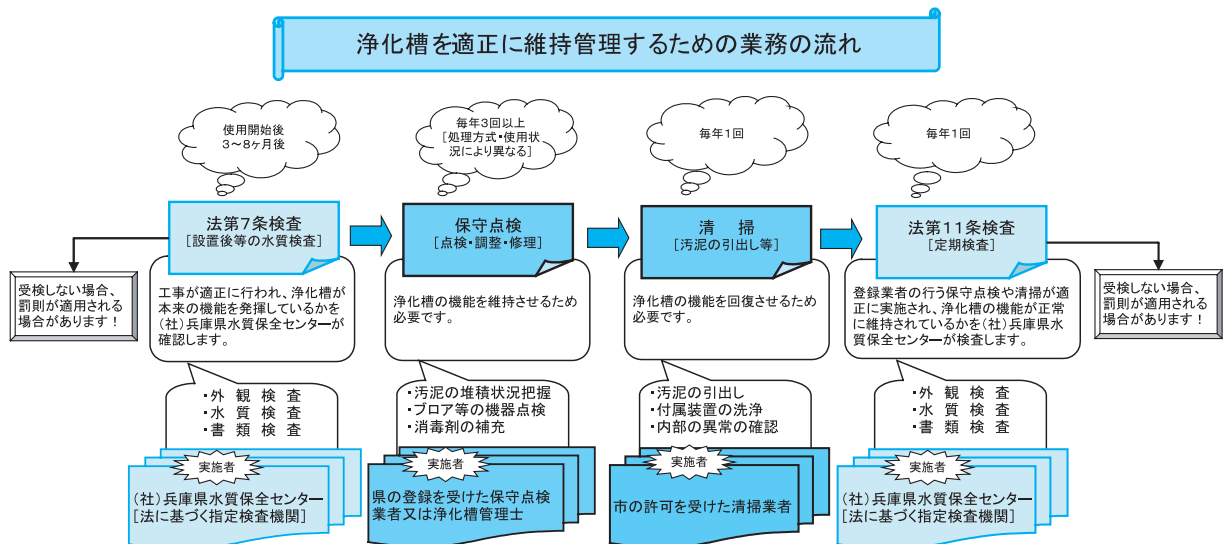
具体的には、浄化槽をお持ちの皆様(浄化槽管理者の皆様)が法律上、受検しなければならない法定検査〔浄化槽設置後の検査(7条検査)と年1回の定期検査(11条検査)を指します。検査は、兵庫県知事が指定した検査機関=(社)兵庫県水質保全センターが行います。〕の受検を確保するため、検査を受検しない方に対して県等が指導や勧告命令を行えるようになりました。

検査受検の命令に従わない場合などは、罰則(30万円以下の過料)が適用されることもあります。

また、下水道への接続や転居などに伴い浄化槽の使用を廃止する場合は、使用廃止届出を県民局へ提出することとされました。

浄化槽をお持ちの皆様は、(社)兵庫県水質保全センターから検査案内がありましたら、その内容に従い法定検査を受検するようお願いいたします。

問い合わせ 朝来市上下水道部下水道課 TEL 079 - 676 - 2081
 兵庫県但馬県民局環境課 TEL 0796 - 26 - 3651
 (社)兵庫県水質保全センター TEL 078 - 306 - 6020



浄化槽維持管理補助金の交付について

◆制度のあらまし

浄化槽の維持管理に要する費用の個人負担を軽減するため、浄化槽の設置者に対して補助金を交付します。

◆対象となる浄化槽

現在、朝来市に住民票を有し、定住している方が設置した浄化槽(一般住居に設置されているものに限ります。)で、下記の条件をいずれも満たしていることが必要です。

1. 浄化槽設置補助金を受けた浄化槽であること
※合併浄化槽(し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽)が対象となります。
2. 設置して1年以上経過している浄化槽(設置した年度は対象外)
3. 現に使用し、維持管理費用を個人が負担している浄化槽であること。
4. 適正に維持管理できている浄化槽であること。

※合併前の生野町において生野町合併処理浄化槽設置者補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた浄化槽は除きます。

- ◆補助金の額 浄化槽1基につき 1年度 10,000円
- ◆補助金の受付期間 平成18年2月末までに申請してください。
- ◆申請の方法

補助金の交付を受けるためにはその都度(毎年度)申請等の手続きが必要です。

申請書は 朝来市役所下水道課 (TEL 676-2081) へ請求ください。

◆申請窓口・問い合わせ

下水道課 (TEL 676-2081) 又は本庁、支所の窓口へ提出ください。また、郵送でも受付を行なっていますので下記まで送付ください。

●送付先・問い合わせ

〒669-5192 朝来市山東町楽音寺95
 朝来市役所上下水道部下水道課 (TEL 676-2081)